

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月10日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員(農業委員11名+推進委員3名)

農業委員

会長 安部英輔 会長代理 松尾保幸 2番 阿部 進 3番 松井千次
4番 篠崎久典 5番 高崎雅俊 6番 阪本和實 9番 奥水英治
10番 小野吉宣 12番 松尾幸主 13番 北崎守孝

推進委員

3番 浦辺祐治 7番 柿原耕一 15番 本田二三

- 4 欠席委員(4名)

農業委員 7番 小野博文 8番 舟越俊茂 11番 安河内龍一
推進委員 14番 有吉信明

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第10号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申について
- (3) 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第5号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第6号 非農地証明願の提出について

- 6 その他

- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次
係長 松井 秀臣
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本日の委員14名中、11名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。7番 阪本委員、10番 奥水委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さんは、本日欠席でございますので

意見は割愛いたします。

- 議 長 事務局からの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。
- 委 員 この土地については市の交換用地となっていますが、交換先の土地はどのような土地になるのですか。
- 係 長 (白板に図示して説明) 申請者の所有地である法面の一部を里道として市が交換用地として受け、かわりに、市の所有地を申請者に譲渡したものです。
- 委 員 交換先の用地は農地ではない、ということですね。
- 係 長 はい。その通りです。
- 議 長 よろしいですか。他にご質問ございませんか。・・・無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。
- 議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 **【事件番号3番 説明】**
- 議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましても意見を願います。
- 委 員 親子間の贈与であり、問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。
- 委 員 贈与を受ける子供さんの耕作面積が1万9千平米となっていますが、そんなに面積が多いのでしょうか。

- 係 長 耕作面積は、世帯全体で見ますので、子供さんも同じ面積となっております。
- 議 長 他にございませんか。・・・ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 **【事件番号4番 説明】**
- 議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 先ほどと同じ親子間の贈与で問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。
- 委 員 なし
- 議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
- 議 長 最後に、事件番号5番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 **【事件番号5番 説明】**
- 議 長 事件番号5番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入

ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委員 なし

議長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 13ページ議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして14ページ農地法第4条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さんは、本日欠席ですので意見につきましては省略いたします。

議長 事件番号1番の担当地区の農業委員は、私でございますので一言。現地調査の際にも申し上げましたが、周囲に他の耕作者の田がなく、改良行為による迷惑も影響がないと思います。

議長 それでは、事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 なし。

議長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。

議長 次に、議案第10号、農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 18ページ議案第10号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてでございます。この議案は農政課より農業振興地域整備計画の変更について意見決定を求められているものです。19ページをご覧ください。計画変更、除外についての内容でございます。除外は3件でございます。

【整理番号1番 説明】

【整理番号2番 説明】

【整理番号3番 説明】

続きまして、編入についての内容でございます。20ページをご覧ください。編入は1件でございます。

【整理番号1番 説明】

続きまして、用途区分の変更でございます。21ページをご覧ください。用途区分の変更は2件でございます。

【整理番号1番 説明】

【整理番号2番 説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 なし

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

議 長 全員賛成で承認されました。

議 長 次に、議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 37ページ議案第11号 農用地利用集積計画の決定につきまして、38ページをご覧ください。

農用地利用集積計画による所有権移転でございます。機構より個人への移転です。

【説明】

次に40ページをご覧ください。
農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

次は42ページ、農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。利用集積計画について、ご質問、ご意見はありませんか。

委 員 意見なし。

議 長 ないようですので、採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。…全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3、報告事項でございます。報告第5号、農地法第18条第6項の合意解約及び報告第6号、非農地証明願の届出について、事務局説明をお願いします。

係 長 43ページ報告第5号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、44ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

引き続き、45ページ報告第6号 非農地証明願届出につきまして、

令和3年4月及び5月に申請がありました非農地証明願につきまして、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断された土地について、承認を求めるものであります。

46ページ、非農地証明願報告書（非農地証明）をご覧ください。非農地証明願に伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

これらの土地につきましては法務局において、最終判断され、農地以外の地目に変更・登記される事となりますので、よろしくご承認をお願いいたします。

議 長 ただ今の報告第5号及び6号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委 員 非農地証明について、交付年月日が入ってない人がいらっしゃいますが、どうゆうことでしょうか。

係 長 許可は出ているのですが、受け取りに來られていないという状態ですので、空欄としています。

議 長 他にございませんか。・・・無いようですので、これら報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

議 長 それでは、以上を持ちまして本日の議事については、全て終わりましたので会議を終結いたします。

令和3年6月10日（木）

宮若市農業委員会会長

印

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印

